

第7回 再生可能エネルギーについて ～太陽光発電～



今回からは再生可能エネルギー発電設備についてご説明していきたいと思ひます。まず、再生可能エネルギーの中でも大きな割合を占めるようになった太陽光発電についてです。

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法で、シリコン系、化合物系、有機系と種類があり、それぞれ発電効率が違います。

建物の屋根や壁に設置できるため設置のハードルが低く、他の発電設備に比べると導入が容易です。

その一方で、太陽光がない夜間や日照不足の時間は発電できず、電力を毎日一定量供給するという「安定性」の面では心もとないという特徴もありますが、最近では、このデメリットを解消するために、蓄電池が併設されるケースも増えています。

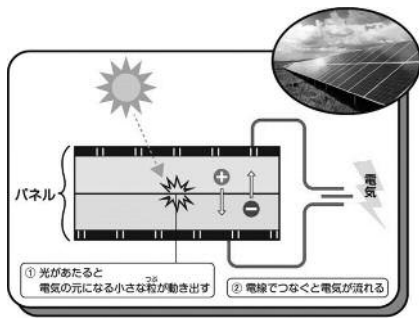


図1 太陽光発電の仕組み

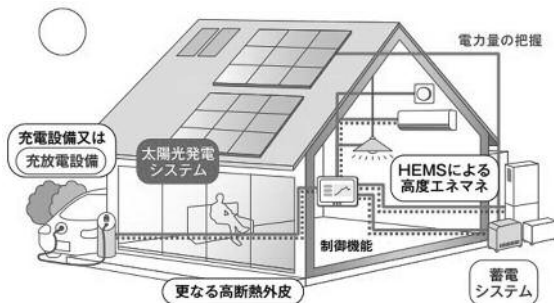


図2 蓄電池を併設した例

国は、2050年に住宅・建築物への、太陽光発電設備設置が一般的になることを目指し、普及拡大のために様々な取り組みを行っています。今回はその取り組みなどについて説明します。

【問い合わせ先】 商工観光労政課 ☎0137-62-2116

施設・設備への投資をサポートします



【趣旨・概要】

町では、事業者の設備投資を最大限促進する方向性のもと、一定の要件をクリアした事業場(施設・設備)を町内に設置する場合に、当該事業場の固定資産税相当額の20%を限度に最大4年間、奨励金を交付します。

ただし、他制度の特例措置(過疎法等による特例措置など)が適用される場合は、他制度の特例措置を優先します。

【適用要件】

奨励金の交付対象となるためには、対象となる事業場の設置計画を作成し、その計画が町に認定され、かつ、認定後に設置したものであることが条件となります。

対象施設・設備や適用要件は次のとおりです。

○事業場として対象となる施設・設備

- ・工場
- ・再生可能エネルギー発電設備(自己の事業場電力として使用する発電設備を含む)

・事業の拡充

・新たな業種への参入に資する設備

・情報通信関連施設(ソフトウェア関連施設、データセンター施設)

・試験研究施設

・観光施設

○工場新設時の要件

- ・取得価格2,700万円以上
- ・新規雇用従業員5人以上
- ・地域貢献の実施

※設置する事業場により、各種要件に違いがあります。

◇詳細な内容や申請を検討される方は、町ホームページを参照するか、左記まで連絡して、申請書類を入手のうえ必要事項を記載して提出してください。

【問い合わせ先】

商工観光労政課
☎0137-62-2116